

プラスチック製容器包装に係る再商品化手法の検討結果について

1. 検討の経緯

平成 19 年 2 月中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会及び産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループプラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会の合同会合を設置し、特定事業者、再商品化事業者、自治体、消費者等の代表により、7 回にわたり幅広く意見を聞いて審議を頂き 6 月に「取りまとめ」を頂いた。

「取りまとめ」では、今後の再商品化のあり方として、①入札における材料リサイクル優先の取扱いについては、優先が認められる品質基準として、塩素・水分等について適切な基準を設けるべきとされ、②地域における連携の推進については、地域の再商品化事業者、地方自治体、消費者・特定事業者がコミュニケーションを図り、分別排出・分別収集・再商品化に関する相互理解を深めることにより地域における連携協働を促進し、効率的な再商品化を実現するためのモデル事業を実施すべきこと等が提言された。

2. 取りまとめの主な内容と実施状況

(1) 入札における材料リサイクル優先の取扱いについて

(財)日本容器包装リサイクル協会は、平成 19 年 7 月に平成 20 年度入札に当たって材料リサイクル手法の優先が認められる品質基準を設定し公表した。

この基準に基づき 2 回のサンプル分析を行い、優先する材料リサイクル事業者を決定した。

○基準値

塩素分 0.3%以下

主成分 90%以上

水分 ペレット・減容品 1%以下、フレーク・フラフ 3%以下

(2) 地域における連携の推進について（地域連携モデル事業）

(財)日本容器包装リサイクル協会は、平成 20 年度から「プラスチック製容器包装に係る再商品化における地域連携モデル事業」を実施することとし、平成 19 年 11 月に公募を行い、実施市町村を決定した。

実施市町村により選択された再商品化手法について、平成 20 年 1 月に実施す

る平成 20 年度入札により再商品化事業者が決定される。

○実施市町村等

福井県福井市（材料リサイクル）

広島県三原広域市町村圏事務組合（材料リサイクル）

北海道札幌市（ケミカルリサイクル）

神奈川県横浜市（ケミカルリサイクル）